

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-09

隣地間建物等ヲ設クル習慣取調ノ概目

(発行年 / Year)

1910

千子ニリナラフ

隣ノ間建物等ヲ設クル習慣

取調、概目

一 建物ヲ設クルニ隣地ハ境界線ヨリ(地面ハ大抵敷入ル地合ニテ建物ノ設入ル隣人建物ヨリアリヤ)若干尺退カスルニキリ定規

一 隣人ノ建物ニ密接シテ建物ヲ築造スルハ隣人

ノ承諾ヲ要スルヲ將テ隣人ノ承諾ヲ為ササル一カラサルヤ若隣人承諾ヲ為サルハカラストセハ其之

ヲ要約シタル一方ヨリ一時又ハ定期ニ賠償ヲ拂

フアリヤ

一 甲者既ニ隣人ノ承諾ヲ經境界線ニ接シテ建

物ヲ建築シ(隣人承諾ヲ要スル)タル後隣人ノ乙者

甲者ノ建物ニ密接シテ建物ヲ建造セシトスルトキハ

甲者ハ拒ムコトヲ得ルヤ

一 右諸條ノ場合ニ於テ住家ト土藏トノ間ニ於テ若

異アラハ其差異

一 井戸又ハ用水溜下水溜糞尿溜玩ヲ穿タントスル

ニ境界線ヨリ若干尺ヲ區テシテ定規カサレ

且土砂ノ崩壊水液ノ滲漏ヲ防クニ必要ノ工

事ヲ為スルヲ定規アルカ

一 喬木又ハ竹林ヲ栽培スルハ境界線ヨリ若干尺ヲ

退カシテ定規アルヤ

一 窓扉棧縁又ハ縁側ヲ作シ他人ノ所有地又ハ家

室内ヲ直下ニ看望スルカキハ目隠等ヲ作ルノ

定規
アル
片

一
東
京
府